平成２２年（フ）第１１９０号
埼玉県桶川市大字下日出谷493番地の１、旧住所埼玉県桶川市大字下日出谷792番地の６
債務者　石谷　尚貴
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１９号
埼玉県戸田市本町２丁目13番19―101号
債務者　稲垣佐夜美
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６２号
埼玉県蓮田市大字南新宿827番地の１
債務者　高橋　寿子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
神奈川県平塚市四之宮４丁目６番18―201号ヴィクトワール湘南
債務者　齋藤　好子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３２号
神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320番地の835静峰閣照本
債務者　古村　美香
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４０号
神奈川県厚木市長沼235番地５株式会社エスラインギフ寮
債務者　渡邉　貴康
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４６号
神奈川県小田原市蓮正寺363番地　奥津アパート西
債務者　岩本　洋子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５２号
神奈川県厚木市下荻野1476番地１　ソルローマ本厚木Ａ―118
債務者　小島　光子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５８号
神奈川県秦野市東田原499番地
債務者　大津　政江
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７６号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目24番１―102号
債務者　石田　宏治
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７７号
神奈川県伊勢原市神戸478番地の１　フルールジャルダン302号
債務者　奥寺都美江
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５号
新潟県加茂市石川１丁目３番22号　貴船荘101、前住所新潟県加茂市大字後須田1485番地
債務者　番場　昭一
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２３８号
静岡県御殿場市川島田538番地の１　ベルクレール御殿場301
債務者　川端　　守
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
静岡県御殿場市新橋1556番地の７　モナーク御殿場502、前住所山梨県甲府市住吉５丁目16番33号　アダージョ住吉３―Ｂ
債務者　金澤　安世
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
静岡県駿東郡長泉町下長窪484番地の６　アスモ92―102号、前住所静岡県駿東郡長泉町納米里496番地の１　芹沢ハイツ405号
債務者　眞鍋さおり
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
静岡県沼津市東原212番地の２　Ｇ・ホームこうのとり２階東
債務者　千葉　保雄
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
静岡県裾野市佐野406番地の１の１　林ハイツ104、前住所静岡県裾野市呼子１丁目８番５号
債務者　渡邉　敬二
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係